

## 平成22年度の再商品化委託申込受付

申込期間：平成21年12月16日(水)～平成22年2月8日(月)

容器包装リサイクル法（平成9年4月本格施行、12年4月完全施行、以下「法」という）により、

- 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
- 「容器」を製造する事業者
- 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者

は、「特定事業者」と呼ばれ、再商品化（リサイクル）の義務があります（小規模事業者は除きます）。  
「特定事業者」に該当する場合は、不明な点をご確認のうえ、お早めに再商品化委託申込のお手続きをお願いいたします。

※特定事業者に該当するか否かは(財)日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご相談ください。

なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年4月の「法」の完全施行時まで遡及して義務を履行して頂く（再商品化委託申込を行って頂く）必要がありますのでご注意ください。

- 平成22年度の再商品化委託申込は、  
市川商工会議所 容器リサイクル担当  
TEL：047-377-1011
- 法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、  
(財)日本容器包装リサイクル協会 コールセンター  
TEL：03-5251-4870
- 委託申込関係書類の請求は、  
(財)日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター  
TEL：03-5610-6261 FAX：03-5610-6245  
ホームページURL：<http://www.jcpra.or.jp>

“リサイクル協会”で検索いただくと、再商品化委託申込に関する情報を掲載しています。